

01202

北海道

函館市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
函館市企業立地の促進に関する条例	H21.1	1.函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地に立地する工場等（製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、データセンター事業、コールセンター業、国際物流関連事業、情報処理・提供サービス業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、デザイン業、植物工場） ①投資額（土地含む）2,500 万円以上で、雇用増5人以上のもの ②投資額（土地含む）1億円以上で、雇用増0～4人のもの	補助金 1.函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地に立地する工場等 ①雇用増の人数に応じて、段階的に投資額の10%～最大25%を助成 ②投資額の5%を助成 ※限度額 ・本社が市内：2億円（1社あたり5年間で5億円） ・本社が市外：3億円（1社あたり5年間で5億円）
		2.上記以外の市内に立地する工場等 ①投資額（土地除く）2,500 万円以上で雇用増5人以上の新設のもの ②投資額（土地除く）2,500 万円以上で雇用増5人以上の増設のもの ③投資額（土地除く）1億円以上で、雇用増0～4人のもの	2.上記以外の市内に立地する工場等 ①雇用増の人数に応じて、段階的に投資額の10%～最大25%を助成 ②雇用増の人数に応じて、段階的に投資額の5%～最大12.5%を助成 ③投資額の2.5%を助成 ※限度額 ・本社が市内：2億円（1社あたり5年間で5億円） ・本社が市外：3億円（1社あたり5年間で5億円）
		3.市内に新設する特定事業所（データセンター事業、コールセンター業） ※①と②は併給可能 ①雇用増5人以上のもの ②オフィス賃借料を支払っており、雇用増5人以上のもの	3.市内に新設する特定事業所 ①1年あたり雇用増1人に対し、100人までは30万円、101人～200人までは20万円を助成 ※限度額 5000万円 ②賃借料が発生した日から12月間のオフィス賃借料の50%を助成 ※限度額 500万円

		<p>4.市内に新設または増設する特定事業所(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、デザイン業)</p> <p>※①と②は併給可能</p> <p>①雇用増3人以上のもの</p> <p>②オフィス賃借料を支払っており、雇用増3人以上のもの</p>	<p>4.市内に新設または増設する特定事業所</p> <p>①1年あたり雇用増1人に対し、50万円を助成(5年間)</p> <p>※限度額 1年あたり5000万円</p> <p>②賃借料が発生した日から60月間(5年間)のオフィス賃借料の50%を助成</p> <p>※限度額 1年あたり1000万円</p> <p>※①②を合算して1社あたり5年間で2億円</p>
函館市中小企業振興基本条例	H22.3	<p>【産業活性化資金】</p> <p>店舗・工場・観光施設・環境保全施設・駐車場等の近代化を行う者、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする中小企業者等で、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断したもの</p> <p>②市外において原則として同一事業を1年以上営んでいる中小企業者等で、市内において事業所を新設しようとするもの</p> <p>③市内において原則として同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者等で、市内において現在の事業以外の新分野の事業に進出しようとするもの</p>	<p>融資 (設備資金)</p> <p>○融資限度額 2億円</p> <p>○期間 15年</p> <p>○年利 1.30%以内</p> <p>※下記については、利率が優遇される。</p> <p>1.経営改善に努めていると認められる中小企業者等</p> <p>年利 0.80%以内</p> <p>2.自然エネルギー発電施設の新増設費用</p> <p>年利 0.80%以内</p> <p>3.店舗、工場等の施設の耐震改修費用</p> <p>年利 0.80%以内 (利率はR2.8.31現在)</p>

01236

北海道

北斗市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○半島振興法に基づき製造業又は旅館業の用に供する設備の新設又は増設を行った者		不均一課税 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100	固定資産税	3年間
○地域未来投資促進法に基づき製造業等の設備の新設又は増設を行った者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北斗市企業立地の促進に関する条例	H21.4	1.市内に立地する工場等 ①投資額が土地を除いて2,500万円以上で雇用増5人以上の新設のもの ②投資額が土地を除いて2,500万円以上で雇用増5人以上の増設のもの 2.市内に新設する特定事業所 ①オフィス賃借料を支払っており、雇用増3人以上のもの	補助金 1.市内に立地する工場等 ①雇用増の人数に応じて、段階的に投資額の10%～最大25%を助成 ②雇用増の人数に応じて、段階的に投資額の5%～最大12.5%を助成 2.市内に新設する特定事業所 ①賃借料が発生した日から1年間のオフィス賃借料の50%を助成(1社あたり3年間で1,500万円まで) 詳しくはこちら 【工場・IT企業などの立地に対する補助制度】
北斗市中小企業振興資金融資規則	H18.2	【中小企業振興資金】 ○市内において独立した事業所または店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、市税を完納し、かつ①または②に該当する中小企業 ①常時使用する従業員の数が30人以下の会社または個人 ②中小企業等協同組合法第3条の規定に基づく事業協同組合または企	融資 ①運転資金 ・融資額 1,000万円以内(市が定める利率) ・融資期間 5年以内(据置期間6月) ②設備資金 ・融資額 2,000万円以内(市が定める利率) ・融資期間 10年以内(据置期間6月)

		<p>業組合</p> <p>【中小企業振興資金 新型コロナウイルス感染症対策】</p> <p>○上記【中小企業振興資金】の対象となる事業者で、かつ以下に該当する中小企業</p> <p>・セーフティネット(経営安定関連保証)4号あるいは5号あるいは危機関連保証の認定を受けた事業者</p>	<p>融資</p> <p>○運転資金(【中小企業振興資金】とは別枠で融資可能、令和3年1月31日までに融資実行されること)</p> <p>・融資額 1,000万円以内(市が定める利率)</p> <p>・融資期間 10年以内(据置期間2年)</p> <p>詳しくはこちら【北斗市中小企業振興資金】</p>
北斗市小規模事業者経営改善資金利子補給要綱	H24.4	○日本政策金融公庫が行うマル経資金の融資を受けた者(北斗市商工会の推薦を受けた者に限る)	<p>融資</p> <p>○借入金額 100万円以内、借入期間3年以内のもの</p> <p>○利子を全額補給</p> <p>詳しくはこちら【小規模事業者経営改善資金】</p>
北斗市新幹線新駅周辺地区企業立地助成条例	H24.3	<p>○北海道新幹線新駅周辺地区において、令和5年3月31日までに建築工事が完了する建築物の新築(土地購入費を含む)又は設備の取得を行う者</p> <p>○令和6年3月31日までに新駅周辺地区に新築された自己又は他者が所有する建築物において営業を開始するもの</p>	<p>補助金</p> <p>○ホテル事業、不動産賃貸業(飲食店、小売店等が複数入居可能な不動産を建設する事業で、貸家業及び貸間業を除く事業)</p> <p>・建築投資額(土地取得費を含む)の15%(上限2億2,500万円)</p> <p>○サービス業等</p> <p>・建築投資額(土地取得費を含む)の10%(上限1億5千万円)</p> <p>※その他、設備取得額、土地・建物賃借料に対する助成有</p> <p>詳しくはこちら</p> <p>【北海道新幹線・新駅周辺地区への立地をご検討ください】</p>

01331

北海道

松前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 ①個人 500 超 ②法人 (ア)資本金 1,000 万円以下 500 超 (イ)資本金 1,000 万円超～5,000 万円 以下 1,000 以上 (ウ)資本金 5,000 万円超 2,000 以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

上段:松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例

下段:松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

01332

北海道

福島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 製造業、情報通信技術利用事業、旅館業		課税免除	固定資産税	3年間

福島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
福島町企業誘致条例	S63. 3	○新增設 町内企業 投下固定資産額 1,500万円以上 町外企業 投下固定資産額 3,000万円以上 生産施設、試験研究施設、観光施設 従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(5年間)
福島町がんばる地元企業等応援条例	H29. 4	○中小企業者で下記のいずれかの事業者 ①町内に土地又は建物(償却資産を除く)を有し、かつ、事務所又は事業所を設置している事業者 ②町内に法人登記をしている事業者	1 施設投資助成金:20万円以上の設備投資に1/2以内を助成(1年度300万円を上限とする) 2 雇用奨励助成金:増加した人件費総額に1/2を乗じて得た額を助成 3 特別雇用奨励助成金:雇用者一人当たり賃金等支払総額の1/2以内を助成(1年度100万円を上限とする:期間は3年間) 4 外国人技能実習生受入助成金:一人30万円を助成(助成期間3年間)

01333

北海道

知内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	規定なし	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
ものづくり産業 振興条例	H27.6.23 R 元.5.8 改正	町内に事業場を新設する企業等に対して	○事業所施設設置助成 事業所新設に係る固定資産に対して、町が課す税相当額を5年間助成 【助成金額】1,000 万円以内
			○雇用助成 事業所新設に伴い、町内に住所を有する 45 歳未満の者を新たに正規雇用する場合に助成 【助成金額】新規雇用する職員1人当たり 150 万円
			○町有地無償貸付 事業所新設に伴い、町有地を事業所設置に供する場合、貸付料を 10 年間無償化

※ 令和元年度末をもって申請受付を終了。令和2年度以降は継続分のみ。

01334

北海道

木古内町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
木古内町企業振興 促進条例	H28.9	助成金(一部又は全部) 工場・ソフトウェアハウス・試験研究施設・観光施設・その他の事業施設の新設・移転・増設・更新及び外国人技能実習生など、産業の振興と雇用機会の拡大に向け適切な措置を講ずる	
		○事業所用地取得助成金 ・事業所新設・増設・移転時に土地を取得した場合 ・常用雇用者2名以上新規雇用 ・最低投資額:500万円以上	・助成上限額:1,000万円 ・助成率10%、1回限り
		○事業所建設助成金 ・事業所新設・増設・移転時に建築(新築)及び設備投資した場合 ・常用雇用者2名以上新規雇用 ・最低投資額:2,000万円以上	・助成上限額:5,000万円 ・助成率10%、1回限り
		○事業所更新助成金 ・事業所更新時に建築(改築)及び設備投資した場合 ・常用雇用者1名以上新規雇用 ・最低投資額:100万円以上	・助成上限額:1,000万円 ・助成率10%、1回限り
		○事業所賃貸支援助成金 ・事業所を賃貸した場合 ・常用雇用者2名以上新規雇用 ・最低賃借料:年額60万円以上	・助成上限額:3年間で360万円 ・助成率50%
		○雇用奨励助成金 ・年間平均常用雇用者が増加した場合	・年間10名まで ・助成額:月額5万円 ・交付期間:3年間
		○外国人技能実習生受入助成金 ・外国人技能実習生を新規に雇用した場合	・年間5名まで ・助成額:年額15万円 ・交付期間:3年間
		○町有地無償貸付 ・事業所新設・増設・移転時に土地が必要な場	・助成期間:10年間

		合 ・常用雇用者2名以上新規雇用	
--	--	---------------------	--

01337

北海道

七飯町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興法に基づく半島振興対策実施区域内の新増設		不均一課税	固定資産税	3年間
(1)資本金が1,000万円未満	500			
(2)資本金が1,000万円以上5,000万円未満	1,000			
(3)資本金が5,000万円以上	2,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
七飯町企業立地促進条例	S63.6	①立地に要した設備の投資額が2,500万円以上となる設備を有していること ②常時使用する従業員が(増設の場合は、新たな雇用増)5人以上	工場等立地補助金 ○当該工場等の家屋・償却資産・土地にかかる固定資産税相当額(増設の場合は、増加した部分に限る) ※基準年度より3年度間に相当する額の範囲
		①土地を取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の建設に着手したものと認められること。 ②立地に要した設備の投資額が2,500万円以上となる設備を有していること ③新設した場合は雇用10人(電気機械器具製造業、特定事業所及び試験研究施設にあつては5人)以上、増設の場合は新たに雇用5人(電気機械器具製造業、特定事業所及び試験研究施設にあつては3人)以上であること。 ※農村工業等導入地区にあつては①の要件のみ	工場等設備投資補助金 ・投資額の25% ・土地を含む ・限度額1億円
		①ISO又はHACCPの認証取得企業で立地に要した設備の固定資産評価額が2,500万円以上となる設備を有していること ②雇用増 ・峠下流通関連団地 5人以上 ・峠下流通関連団地以外 10人以上	雇用創出補助金 ○峠下流通関連団地(新規雇用者) ・1人につき5人まで100万円 ・6人から10人まで50万円 ・11人から100人までを限度とし30万円 ○峠下流通関連団地以外(新規雇用

			者) <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき10人まで50万円 ・11人から100人までを限度とし30万円
		<p>①借上げ施設の延べ床面積が1,000㎡以上及び月額賃借料が100万円以上であること。</p> <p>②雇用5人以上であること。</p> <p>※対象地区：農村地域工業等導入地区、峠下流通関連団地</p>	<p>施設賃借料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料が発生した日から3年間 ・賃借料の25% ・限度額：年間500万円

01343

北海道

鹿部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
次の事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、地域の振興に資するため、固定資産税の不均一課税を行う (1) 製造の事業 (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。)に属する事業 (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業 (4) 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業 (5) 旅館業(下宿営業を除く。)		不均一課税	固定資産税	3年間
		第1年度 100分の0.14		
		第2年度 100分の0.35		
		第3年度 100分の0.7		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H30.3.22	(1) 対象事業者 町内に工場等を新設又は増設する者 (2) 対象施設となる業種 製造業、加工業、試験研究業、情報システム開発業、観光業、その他町長が必要と認める業種 (3) 奨励金措置指定要件 施設等の設置等に係る固定資産税の基準年度の固定資産評価額が、町外事業者は2,500万円以上、町内事業者は500万円以上であるとともに、町外事業者においては常時雇用する従業員が5人以上いること。	(1)工場等立地奨励金 基準年度から3年度間における各年度の固定資産税に相当する額に、第1年度は100分の100、第2年度は100分の75、第3年度は100分の50を乗じて得た額以内(上限5,000万円) (2)雇用促進奨励金 操業開始から1年を経過した日から3年間、常時雇用する従業員1人あたりにつき年15万円(上限300万円)

01345

北海道

森町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(過疎地域) 新增設設備等(製造業・旅館業・情報通信業等)取得額 2,700 万円以上(資本金要件なし)		課税免除	固定資産税	3年間
(半島振興実施地域) 新增設設備等(製造業・旅館業)取得額 500 万円以上(資本金 1,000 万円以下)、取得額 1,000 万円以上(資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下)、取得額 2,000 万円以上(資本金 5,000 万円超) 新增設設備等(情報サービス業等、農林水産物等販売業)取得額 500 万円以上(資本金要件なし)		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
森町企業立地振興条例	H27.4	<p>○町内に工場等を新設又は増設する者</p> <p>○業種:製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業及び試験研究施設</p> <p>新增設設備等(製造業・旅館業)取得額 500 万円以上(資本金 1,000 万円以下)、取得額 1,000 万円以上(資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下)、取得額 2,000 万円以上(資本金 5,000 万円超)</p> <p>新增設設備等(情報サービス業等、農林水産物等販売業、試験研究施設)取得額 500 万円以上(資本金要件なし)</p> <p>○雇用増 新設 3人以上 増設 1人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○固定資産税相当額の1/2の範囲内(基準年度から3年間)</p>

01346

北海道

八雲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(過疎地域) 新增設(製造業・農林水産物販売業・旅館業) 2,700(資本金額基準なし)	—	課税免除	固定資産税	3年間
(半島振興地域) ○新增設(製造業・旅館業) 500(資本金 1,000 万円以下) 1,000(資本金 1,000~5,000 万円) 2,000(資本金 5,000 万円超) ○新增設(情報サービス業等・農林水産物等 販売業) 500(資本金額基準なし)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
八雲町設備投資促進条例	H31.4	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の設置に伴う取得額(土地を除く)が 2,700 万円以上かつ常用雇用者数5名以上。 地域貢献を実施する者。 ※その他対象要件あり(設置内容により対象要件が異なる)	固定資産税相当額の5分の1を上限として奨励金を交付(最大4年間) ※詳しくはこちら https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/syoutoku/1.html

01347

北海道

長万部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
長万部町企業等立地促進条例	H9.12	○製造業、試験研究施設等 新增設 製造業 投資額 2,500 万円以上 新規雇用 5人以上 ○試験研究施設等 投資額 8,000 万円以上 新規雇用 5人以上	補助金 ○投資額の 4/100(限度額 500 万円、試験研究施設等は 600 万円)

01361

北海道

江差町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(過疎地域) 新增設(製造業・農林水産物等販売業・旅館業)		課税免除	固定資産税	3年間
(半島振興地域) 新增設				
半島振興地域(製造業・旅館業) 新增設 資本金 1,000 万円以下 500 〃 1,000～5,000 万円以下 1,000 〃 5,000 万円以上 2,000		国税		
		割増償却	所得税・法人税	5年間
		地方税		
		不均一課税	固定資産税	3年間
半島振興地域 (農林水産物等販売業・情報サービス業等) ①資本金 5,000 万円以下:事業者の取得 ②資本金 5,000 万円超:事業者の新增設による取得		国税		
		割増償却	所得税・法人税	5年間
		地方税		
		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
江差町工場誘致条例	S40.4	○新增設 投下固定資本額 5,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(3年間)
江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例(製造・観光・情報関連分野)	H24.9	○新增設及び雇用 投資額 1,000 雇用者数 2名以上	企業立地助成金 ○固定資産税額の範囲内(3年間) 雇用促進助成金 ○雇用者の数に1人あたり60万円を乗じて得た額(600万円上限)
江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例(商業・健康福祉医療・環境関連分野)	H24.9	○新增設及び雇用 投資額 1,000 雇用者数 2名以上	雇用促進助成金 ○雇用者の数に1人あたり60万円を乗じて得た額(600万円上限)

01362

北海道

上ノ国町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
○上ノ国町企業振興促進条例 新增設 1,000 観光施設 2,000	3	課税免除	固定資産税	3年間
○半島振興法に基づき製造業又は旅館業等の用に供する設備の新設又は増設を行った者		不均一課税 第1年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100	固定資産税	3年間
○過疎地域自立促進特別措置法に基づき製造業又は旅館業等の用に供する設備の新設又は増設を行った者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上ノ国町企業振興促進条例	S62.6	①工場・ソフトウェアハウス・試験研究施設・鉱業所・その他の事業施設の新設及び増設若しくは改築し、本町の地域経済振興に寄与し、かつ、公害を防止するための適切な措置を講ずる ・設備投資額 1,000 万円以上 ・常用雇用従業員 3人以上 ②観光施設等の新設及び増設若しくは改築し、本町の地域経済振興に寄与し、かつ、公害を防止するための適切な措置を講ずる ・設備投資額 2,000 万円以上 ・常用雇用従業員 3人以上	特別措置 一部若しくは全部 ①出資 ②土地等の貸付提供及び斡旋 ③道路の整備及び用地の造成等についての助成及び協力 ④水道の敷設及び用排水路の確保についての助成及び協力 ⑤その他町長が必要と認める助成及び協力

01363

北海道

厚沢部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新設	10,000	新設	5	課税免除	固定資産税	3年間
増設	5,000	増設	3			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
厚沢部町企業立地 促進条例	H18.3	①工場を新設 投資額 10,000 万円 雇用増 5人以上	補助金 ○当該工場に係る投資額の 20/100 に 相当する額(その額が2億円を超え るときは、2億円)以内において予 算に定めるところによる
		②工場を増設 投資額 5,000 万円 雇用増 3人以上	便宜供与 ①工場立地場所の選定 ②工場用地の取得及び造成 ③公共性のある道路、水道及び排 水路等の整備 ④その他工場の立地に必要なこ と
厚沢部町中小企業 振興資金利子補給 規則	H15.11	○厚沢部商工会員であって、町内 に独立した事務所(店舗)を有し、 同一事業を引き続き1年以上営む 者	利子補給 ○年 1.0%以内 ○限度額 300 万円 (特別な事情がある場合は 500 万 円)

01364

北海道

乙部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場・ソフトウェアハウス・試験研究施設・鉱業所・その他の事業施設 3,000	5	新設 課税免除(全額)	固定資産税	3年間
観光施設 5,000		増改築等 課税減免(1/3)		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
乙部町企業振興促進条例	S61.6	<p>○工場・ソフトウェアハウス・試験研究施設・鉱業所・その他の事業施設の新設及び増設若しくは改築し、本町の地域経済振興に寄与し、かつ、公害を防止するための適切な措置を講ずる</p> <p>①設備投資額 3,000 万円以上</p> <p>②常用雇用従業員 5人以上</p> <p>○観光施設の新設及び増設若しくは改築し、本町の地域経済振興に寄与し、かつ、公害を防止するための適切な措置を講ずる</p> <p>①設備投資額 5,000 万円以上</p> <p>②常用雇用従業員 5人以上</p>	<p>助成金等 一部若しくは全部</p> <p>①出資</p> <p>②土地等の貸し付け提供及び斡旋</p> <p>③道路の整備及び用地の造成等についての助成及び協力</p> <p>④水道の敷設及び用排水路の確保についての助成及び協力</p> <p>⑤町各関係補助制度等の優先適用</p> <p>⑥その他町長が必要と認める助成及び協力</p>

01367

北海道

奥尻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

01370

北海道

今金町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
今金町企業立地促進条例	H27.9	<ul style="list-style-type: none">・工場・試験研究施設・ソフトウェア施設・情報通信技術利用施設・観光施設・その他町長が必要と認める施設 ○土地取得に係る費用を除く投資額 1,000 万円以上かつ常時雇用者3人以上の事業所の新增設を行う者	<ul style="list-style-type: none">○事業所立地補助金・固定資産税相当額(3年間)○雇用促進補助金・常時雇用者1人につき年額 30 万円を3年間(年額上限 300 万円)

01371

北海道

せたな町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
せたな町企業立地促進条例	H17.9	○投資額 3,000 万円以上かつ常時雇用 5人以上で、製造加工、観光の施設を整備し、営業を行う企業	便宜供与 特認 ①土地建物等の貸し付け提供及び斡旋 ②道路、排水路など公共的施設 ③その他町長の認める助成及び協力(融資を含む)
せたな町企業立地促進条例	H17.9	○新增設 投下固定資本額 3,000 万円以上 従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(5年間適用) ・1～3年目:納付相当額 ・4年目:納付額の 1/2 ・5年目:納付額の 1/4